

草津市公報

発行日 令和 7 年 7 月 1 5 日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 1 3 号
発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 規 則

草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（介護保険課）	2
草津市都市再生推進法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則（都市地域戦略課）	4
草津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（建築政策課）	4

◎ 訓 令

草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令（職員課）	10
--------------------------	----

◎ 告 示

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱（学校政策推進課）	12
草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱（学校政策推進課）	14
草津市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（こども若者政策課）	16
生活保護法第 4 9 条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	16
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	17
草津市特定不妊治療費助成金交付要綱を廃止する要綱（子育て相談センター）	17
草津市立保育所・認定こども園利用に関する苦情解決のための第三者委員設置要綱の一部を改正する要綱（幼児課）	18
住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（令和 6 年度）の公表について（市民課）	18
介護保険法第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定について（介護保険課）	20
公示送達について（介護保険課）	21
令和 7 年度草津市一般会計予算の要領について（総務課）	22
公示送達について（納税課）	22
地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 1 項および草津市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第 2 条第 1 項の規定による令和 6 年度の予算の収入・支出状況、市債の状況および市有財産の状況の公表について（財政課）	23
指定公金事務取扱者の所在地の変更について（健康増進課）	25

◎ 公 告

草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について（農林水産課）	25
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	25
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	27
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	30
農用地利用集積等促進計画について（農林水産課）	31
令和 7 年度草津市教育委員候補者の公募について（職員課）	31

◎ 教育委員会告示

草津市立図書館における防犯カメラの設置および運用に関する要綱（図書館）	33
草津市公私立幼稚園運営等協議会設置要綱の一部を改正する要綱（幼児課）	35
草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	35

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	35
-------------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市指定給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	36
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	36
草津市指定下水道工事店の代表者の異動について（上下水道総務課）	36

規 則

草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 1 8 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 4 4 号

草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則
草津市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年草津市規則第 3 6 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 5 2 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 4 号 《現行どおり》 別記様式第 2 5 号（第 2 8 条第 1 項関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 6 号～別記様式第 5 5 号 《現行どおり》	第 1 条～第 5 2 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 4 号 《省略》 別記様式第 2 5 号（第 2 8 条第 1 項関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 6 号～別記様式第 5 5 号 《省略》

付 則
(施行期日)

- この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 改正後の草津市介護保険条例施行規則に基づく負担限度額に係る申請その他の手続は、この規則の施行の日前
から行うことができる。

※別添 1 - 2
様式第 2 の 5 (第 2 第 8 条第 1 項関係)

介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

草津市長 宛

次のとおり関係書類を添えて、会費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ	被保険者番号
被保険者氏名	個人番号
生年月日	年 月 日
住所	連絡先
入所（院）した介護サービス施設等の所在地および名称(地)	連絡先
入所(院)年月日(卒)	(注)介護施設搬送に入所（院）していない場合およびショートステイを利用している場合は、記入不要です。

配偶者の有無	有 ・ 無
フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	連絡先
本年 1 月 1 日現在の住所(遷転と異なる場合は)	
課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税

収入等に関する申告

☐ ①生活保護受給者/②市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者

☐ ③市町村民税世帯非課税者であって、遺族年金・障害年金の合計額が
年間 **80 万円** 以下です。
(支給している年金にしてください)

☐ ④市町村民税世帯非課税者であって、
遺族年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が
年間 **80 万円** を超え、120 万円以下です。
(支給している年金にしてください)

☐ ⑤市町村民税世帯非課税者であって、
遺族年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が
年間 120 万円を超える者

預貯金等に関する申告

預貯金、有価証券等の金額の合計が⑥の方は 1000 万円（夫婦 2000 万円）、⑦の方は 650 万円（夫婦 1650 万円）、⑧の方は 550 万円（夫婦 1550 万円）、⑨の方は 500 万円（夫婦 1500 万円）以下です。
※第 2 号被保険者の場合、③～⑨の方は 1000 万円（夫婦は 2000 万円）以下です。
※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり

預貯金総額	有価証券 (詳細欄参照)	その他 (現金・贈与財)

申請者が被保険者本人の場合は、下記について記載してください。

申請者氏名	連絡先（自宅・勤務先）
申請者住所	本人との関係

注意事項

(1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしていない配偶者又は内縁関係の者、パートナーシップ宣誓を結んでいる者（世帯分離していなくても住民基本台帳カードの取得）を含みます。

(2) 世帯等をjつては、同じ世帯の世帯主等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。

(3) 世帯主でない場合は、世帯主であることをまたは世帯主と証明していただく。

(4) 世帯主によりこの申請書提出者を含む世帯主等費の支払を受けた場合には、全額償還第 22 条第 1 項の規定に基づき、支給された額および以人 2 倍の加算金を徴収していただくことがあります。

同 意 書

草津市長 宛

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者または銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私および私の配偶者（内縁関係の者、パートナーシップ宣誓を結んでいる者を含む。以下同じ。）の課税状況および保有する預貯金ならびに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、草津市長の報告要求に対し、銀行等が報告することによって、私および私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えてまいります。

年 月 日

<本人>

住所

氏名

<配偶者>

住所

氏名

上記記入欄(これより下の欄)は記入しないでください。)

該 当 区 分				交付年月日
☐ 高齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税者	1 段階			年 月 日
☐ 被保険者				
☐ 負担額が第 1 段階であれば被保険者とならない者	2 段階			適用年月日
☐ 住民税世帯非課税者であって、合計所得金額と年金収入額の合計額が 8.0 万円 以下の者				年 月 日から
☐ 負担額が第 2 段階であれば被保険者とならない者	3 段階 ①			年 月 日まで
☐ 住民税世帯非課税者であって、合計所得金額と年金収入額の合計額が 8.0 万円 を超え、1 2.0 万円以下の者				
☐ 負担額が第 3 段階①であれば被保険者とならない者	3 段階 ②			備考
☐ 住民税世帯非課税者であって、合計所得金額と年金収入額の合計額が 1 2.0 万円を超えている者				課長 係長 担当
☐ 上記に該当しない者	4 段階			

本 人 認 識 ・ 代 理 権 (人) 認 識 用		受付者:
本人・代理人確認	① 免許・個卡・CM証等・他 ()	② 介助・負託・健証・通カ・他 ()
代理権確認	個カ・免許・問 世帯・法定代理人証明・委任状・介証・貸附証・健証・他 ()	

草津市都市再生推進法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 1 8 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 4 5 号

草津市都市再生推進法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則

草津市都市再生推進法人の指定等に関する規則（平成 2 5 年草津市規則第 5 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 （指定の基準等） 第 3 条 《現行どおり》 （1）～（2） 《現行どおり》 （3） 草津市内に事務所を有し、 <u>草津市立地適正化計画の都市機能誘導区域内</u> で活動を行っていること。 （4）～（6） 《現行どおり》 2 《現行どおり》 第 4 条～第 6 条 《現行どおり》	第 1 条～第 2 条 《省略》 （指定の基準等） 第 3 条 《省略》 （1）～（2） 《省略》 （3） 草津市内に事務所を有し、 <u>草津市中心市街地活性化基本計画の区域内</u> で活動を行っていること。 （4）～（6） 《省略》 2 《省略》 第 4 条～第 6 条 《省略》

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 7 年 6 月 1 8 日掲示済み）

草津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 4 6 号

草津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

草津市建築基準法等施行細則（平成 3 年草津市規則第 2 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 6 条 《現行どおり》 （特定建築物の定期報告）	第 1 条～第 6 条 《省略》 （特定建築物の定期報告）

改正後	改正前
第 7 条 《現行どおり》 <u>2</u> 建築物の定期調査報告における調査および定期点検における点検の項目、方法および結果の判定基準ならびに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により市長が付加する定期調査（法第12条第1項の規定による調査をいう。）の項目、方法および結果の判定基準は、第1項に規定する建築物に設置されている次の各号に掲げる法第12条第1項に規定する建築設備等（次項第1号において「建築設備等」という。）の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 換気設備 建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査および定期点検における点検の項目、事項、方法および結果の判定基準ならびに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第285号。以下「建築設備定期検査告示」という。）別表第1(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。 (2) 排煙設備 建築設備定期検査告示別表第2(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。 (3) 非常用の照明装置 建築設備定期検査告示別表第3(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。 (4) 常時閉鎖した状態にある防火扉 防火設備の定期検査報告における検査および定期点検における点検の項目、事項、方法および結果の判定基準ならびに検査結果表を定める件（平成28年国土交通省告示第723号。以下「防火設備定期検査告示」という。）別表第1(イ)欄に掲げる項目（同表(1)の項から(5)の項までのもの（常時閉鎖した状態にある防火扉に係るものに限る。）に限る。）に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定	第 7 条 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前												
基準に該当しているかどうかを判定すること。 (5) 随時閉鎖することができる防火扉（政令第 16 条第 3 項第 2 号に掲げるものを除く。） 防火設備定期検査告示別表第 1 (イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。 (6) 防火シャッター（政令第 16 条第 3 項第 2 号に掲げるものを除く。） 防火設備定期検査告示別表第 2 (イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。 (7) 耐火クロススクリーン（政令第 16 条第 3 項第 2 号に掲げるものを除く。） 防火設備定期検査告示別表第 3 (イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。 (8) ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（政令第 16 条第 3 項第 2 号に掲げるものを除く。） 防火設備定期検査告示別表第 4 (イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。 3. 《現行どおり》 (1) 前項に規定する建築物に<u>前項各号に掲げる建築設備等</u>が設置されている場合にあっては、建築設備等検査結果表（換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備）（別記様式第 4 号） (2) 《現行どおり》 <table><tr><td>図書の種類</td><td>明示すべき事項</td></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td>各階平面図</td><td>縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部、非常用進入</td></tr></table>	図書の種類	明示すべき事項	《現行どおり》	《現行どおり》	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部、非常用進入	2. 《省略》 (1) 前項に規定する建築物に<u>設置された換気設備、排煙設備（排煙機を設けたものに限る。）</u>、<u>非常用の照明設備または防火設備（政令第 16 条第 3 項第 2 号で定めるもの、常時閉鎖式のものおよび防火ダンパーを除く。）</u>が設置されている場合にあっては、建築設備等検査結果表（換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備）（別記様式第 4 号） (2) 《省略》 <table><tr><td>図書の種類</td><td>明示すべき事項</td></tr><tr><td>《省略》</td><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td>各階平面図</td><td>縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部、非常用進入</td></tr></table>	図書の種類	明示すべき事項	《省略》	《現行どおり》	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部、非常用進入
図書の種類	明示すべき事項												
《現行どおり》	《現行どおり》												
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部、非常用進入												
図書の種類	明示すべき事項												
《省略》	《現行どおり》												
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部、非常用進入												

改正後	改正前												
口、防火壁、<u>防火区画（種別ごとに記載）</u>、界壁、防火上主要な間仕切壁、隔壁および<u>防火設備（種別ごとに記載）</u>の位置、延焼の恐れのある部分の外壁の構造ならびに主要部分の寸法および構造(前号に該当する建築設備がある場合にあっては、その位置および構造を含む。) (3) 《現行どおり》 <u>4～5</u> 《現行どおり》 (<u>防火設備</u>の定期報告) 第8条 省令第6条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日まで <u>(ただし、防火設備定期検査告示別表第1 (い) 欄に掲げる項目（同表(1)の項から(5)の項までのもの（常時閉鎖した状態にある防火扉に限る。）に限る。）</u>については、<u>前条第1項に規定する報告の時期</u>とする。 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 <table> <tr> <th>図書の種類</th><th>明示すべき事項</th></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td>各階平面図</td><td>縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部、報告に係る<u>防火設備（種別ごとに記載）</u>ならびに防火設備の作動に係る連動区域および感知器の番号、位置または種別、<u>防火区画（種別ごとに記載）</u>および防火壁の位置 その他必要な事項</td></tr> </table> (2) 《現行どおり》 3～4 《現行どおり》 第8条の2～第24条 《現行どおり》 (告示) 第25条 《現行どおり》 (1)～(31) 《現行どおり》 (32) 建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の<u>特定主要構造部</u>の構造方法を定める件	図書の種類	明示すべき事項	《現行どおり》	《現行どおり》	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部、報告に係る <u>防火設備（種別ごとに記載）</u> ならびに防火設備の作動に係る連動区域および感知器の番号、位置または種別、 <u>防火区画（種別ごとに記載）</u> および防火壁の位置 その他必要な事項	口、<u>政令第112条第3項に規定する出入り口</u>、防火壁、<u>防火区画</u>、界壁、防火上主要な間仕切壁、隔壁および<u>防火設備</u>の位置、延焼の恐れのある部分の外壁の構造ならびに主要部分の寸法および構造(前号に該当する建築設備がある場合にあっては、その位置および構造を含む。) (3) 《省略》 <u>3～4</u> 《省略》 (<u>建築設備等</u>の定期報告) 第8条 省令第6条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。 2 《省略》 (1) 《省略》 <table> <tr> <th>図書の種類</th><th>明示すべき事項</th></tr> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td>各階平面図</td><td>縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部、報告に係る<u>防火設備</u>ならびに防火設備の作動に係る連動区域および感知器の番号、位置または種別、<u>防火区画</u>および防火壁の位置その他必要な事項</td></tr> </table> (2) 《省略》 3～4 《省略》 第8条の2～第24条 《省略》 (告示) 第25条 《省略》 (1)～(31) 《省略》 (32) 建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の<u>主要構造部</u>の構造方法を定める件（平成	図書の種類	明示すべき事項	《省略》	《省略》	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部、報告に係る <u>防火設備</u> ならびに防火設備の作動に係る連動区域および感知器の番号、位置または種別、 <u>防火区画</u> および防火壁の位置その他必要な事項
図書の種類	明示すべき事項												
《現行どおり》	《現行どおり》												
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部、報告に係る <u>防火設備（種別ごとに記載）</u> ならびに防火設備の作動に係る連動区域および感知器の番号、位置または種別、 <u>防火区画（種別ごとに記載）</u> および防火壁の位置 その他必要な事項												
図書の種類	明示すべき事項												
《省略》	《省略》												
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部、報告に係る <u>防火設備</u> ならびに防火設備の作動に係る連動区域および感知器の番号、位置または種別、 <u>防火区画</u> および防火壁の位置その他必要な事項												

改正後	改正前
(平成 2 7 年国土交通省告示第 2 5 5 号) 第 1 項第 4 項の規定による区域および時間の指定 第 2 6 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 1 号の 1 4 《現行どおり》 別記様式第 1 号の 1 5 (第 4 条の 3 関係) (別添 1－1 のとおり) 別記様式第 1 号の 1 6～第 3 号 《現行どおり》 別記様式第 4 号 (第 7 条第 3 項第 1 号関係) (別添 2－1 のとおり) 別記様式第 5 号～別記様式第 1 9 号 《現行どおり》	2 7 年国土交通省告示第 2 5 5 号) 第 1 項第 4 項の規定による区域および時間の指定 第 2 6 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 1 号の 1 4 《省略》 別記様式第 1 号の 1 5 (第 4 条の 3 関係) (別添 1－2 のとおり) 別記様式第 1 号の 1 6～第 3 号 《省略》 別記様式第 4 号 (第 7 条第 2 項第 1 号関係) (別添 2－2 のとおり) 別記様式第 5 号～別記様式第 1 9 号 《省略》

付 則
この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別添 1－1

様式第 1 号の 1 5 (第 4 条の 3 関係)

中間検査チェックシート C 4 表(鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造)

※工事監理者は、太枠内のみ記入すること

検 査 項 目	照 合 内 容	工事監理者名	検 査 記 録		
			結果	修正	
1 全体形状 および 部材の配置	ア 建築物の平面形状 イ 柱、梁等の配置 ウ 耐力壁の配置 エ 床版の配置	A : 日視検査 B : 実地検査 C : 監理者報告	適・否 適・否 適・否 適・否		
2 使用材料	ア コンクリートおよび鋼材の種類 イ 鉄筋の配置	A : B : C A : B : C	適・否 適・否		
3 柱	ア 部材の形状・寸法 イ 主筋の径、本数、配置 ウ 継手位置、定着長さ、フック エ 帯筋の径、配置等 オ かぶり厚	A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否		
4 梁（大梁・小梁）	ア 部材の形状・寸法 イ 主筋の径、本数、配置、中吊り筋（2段筋）の位置 ウ 継手位置、定着長さ、フック エ おぼろ筋および幅止め筋の径、配置等 オ 貫通孔の補強筋 カ かぶり厚	A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否		
5 壁（耐力壁）	ア 部材の形状・寸法 イ 主筋の径、配置等 ウ 継手位置、定着長さ、フック エ 開口部の補強筋および幅止め筋の径、配置等 オ かぶり厚	A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否		
6 床・階段	ア 部材の形状・寸法 イ 主筋および耐力筋の径、配置 ウ 継手位置、定着長さ、フック エ 開口部の補強筋 オ かぶり厚	A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否		
7 圧接継手	ア 継手の位置 イ 圧接部の外観、ふくらみ	A : B : C A : B : C	適・否 適・否		
8 型 枠	ア 各部分の寸法 イ せき板、支保工等の設置状況 ウ 型枠内の清掃、異物の除去	A : B : C A : B : C A : B : C	適・否 適・否 適・否		
9 その他	ア 差し筋の設置状況 イ	A : B : C A : B : C	適・否 適・否		
※ 工事監理者は、工事監理者欄に検査結果の適否を記入し、中間検査申請書と同時に提出すること。 なお、否となった事項については、それに対する措置等を下記に記入すること。					
工事監理者への 指摘事項等		中間検査	合格・不合格・合格保留	後続工程	可・不可
		工事監理者名(検査立会者)			

別添 1－2

様式第 1 号の 1 5 (第 4 条の 3 関係)

中間検査チェックシート C 4 表(鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造)

※工事監理者は、太枠内のみ記入すること

検 査 項 目	照 合 内 容	工事監理者 氏名	検 査 記 録		
			結果	修正	
1	全体形状 および 部材の配置	ア 建築物の平面形状 イ 柱、梁等の配置 ウ 耐力壁の配置 エ 床版の配置	A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C	適・否 適・否 適・否 適・否	
2	使用材料	ア コンクリートおよび鋼材の種類 イ 鉄筋の配置	A : B : C A : B : C	適・否 適・否	
3	柱	ア 部材の形状・寸法 イ 主筋の径、本数、配置 ウ 継手位置、定着長さ、フック エ 帯筋の径、配置等 オ かぶり厚	A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	
4	梁 (大梁・小梁)	ア 部材の形状・寸法 イ 主筋の径、本数、配置、中吊り筋(2段筋)の位置 ウ 継手位置、定着長さ、フック エ おぼろ筋および幅止め筋の径、配置等 オ 貫通孔の補強筋 カ かぶり厚	A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	
5	壁 (耐力壁)	ア 部材の形状・寸法 イ 主筋の径、配置等 ウ 継手位置、定着長さ、フック エ 開口部の補強筋および幅止め筋の径、配置等 オ かぶり厚	A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	
6	床・階段	ア 部材の形状・寸法 イ 主筋および耐力筋の径、配置 ウ 継手位置、定着長さ、フック エ 開口部の補強筋 オ かぶり厚	A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C A : B : C	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	
7	圧接継手	ア 継手の位置 イ 圧接部の外観、ふくらみ	A : B : C A : B : C	適・否 適・否	
8	型 枠	ア 各部分の寸法 イ せき板、支保工等の設置状況 ウ 型枠内の清掃、異物の除去	A : B : C A : B : C A : B : C	適・否 適・否 適・否	
9	その他	ア 差し筋の設置状況 イ	A : B : C A : B : C	適・否 適・否	
※ 工事監理者は、工事監理者欄に検査結果の適否を記入し、中間検査申請書と同時に提出すること。 なお、否となった事項については、それに対する措置等を下記に記入すること。					
工事監理者への 指摘事項等		中間検査	合格・不合格・合格保留	後続工程	可・不可
		工事監理者名(検査立会者)			